

令和元年度 第2回 長野県契約審議会議事録

日 時 令和元年9月11日(水)
13時30分～15時30分
場 所 長野県庁議会棟3階 第1特別会議室

1 開 会

○井上企画幹

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和元年度第2回長野県契約審議会を開会いたします。

私の本日の司会を務めます会計局契約・検査課の井上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付しました次第に従いまして、進行してまいります。本日は9名の委員の皆さまにご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、16時ごろを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

ここで、報道機関の皆様方、傍聴の皆様方にお願がございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは、会議事項に入ります。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

○碓井会長

皆様、こんにちは。まだ、夏が終わったか終わらないか分からない微妙な時期でございますが、お集まりくださいまして、ありがとうございます。

先ほど修正があるかもしれないということでしたが、今、見ておりましたら、この冒頭にあります審議会次第の日時の下に場所があるのですが、「長野県庁議会棟2階」となっていますが、確か3階まで上ってきましたので、そこは修正をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、本日の会議事項に入らせていただきます。次第の「2 会議事項」の(1) 審議事項ア「前回審議会の主な意見」についてでございます。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは1ページの資料1をご覧ください。

前回、令和元年度第1回契約審議会の主な意見を、要約して整理させていただいたものがございます。表の右側にあります事務局の対応案等のうち、網掛けとしている部分は、前回審議会での事務局からの説明に補足等を加えたものです。

資料中、「建設工事における失格基準の見直し」の中で、奥原委員から、「県所有の建物の管理・運営は別の団体に移管しているところ、そのような別の団体の入札案件では低価格で落札されているものが見受けられる。別の団体にも県と同様の入札制度を設けていただくよう切望する」とご意見をいただきました。

この意見につきまして、右側の対応案等の欄で補足させていただきますが、県は県営住宅等の県有施設の一部について、長野県住宅供給公社に管理及び修繕工事等を委託しております。公社は県とは別の外郭団体であり、独自の規定に基づいて入札手続きを進めております。先般、委員からのご意見及び県の入札制度等説明し、公社から以下の2点について報告を受けました。

このうち、建設工事関係では、国、県ほか県内自治体及び他公社等の低入札価格調査制度等参考にしながら、公社の契約関係要領等の見直しを実施し、令和2年度の適用を予定しているとのことです。また保守点検業務委託関係では、低入札価格調査制度の適用については、県の動向を注視し、当面は現状を維持したいとのことでした。

その他の内容については、ご覧のとおりであります。簡単ではありますが、説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご説明のありました資料1につきまして、皆様からご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

前回、奥原委員からの、キャリアアップシステムに関してご質問がございました。現段階の県内登録者数はどのくらいかということについて、県では把握をしていないというお話でございます。

長野県としては、所管ではないし責任ある答えはできないと思うのですが、一応このシステムを所管しております一般財団法人建設業振興基金のホームページを見てまいりましたら、8月31日現在で、全国の登録技能者数は10万916名、そのうち長野県では1,002名ということになっております。

これについては、一応初年度100万人を目指すということでございました。技能労働者については、全国で330万人いると言われておりますけれども、県内の技能労働者はどの程度おられるのか、その辺もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○碓井会長

技術管理室から、お願いします。

○事務局

今ご質問をいただいたキャリアアップシステムですが、前回の審議会のときには、こちらのほうでそこまで調べていなくてお答えができませんでした。8月末現在の人数についてはこちらでも調べておりましたが、吉野先生のおっしゃるとおりの数字です。

長野県の技能労働者、これが何人対象になるかということですが、長野県の技能労働者、推計ですけれども、約6万1,000人いるという母数を把握しております。

○碓井会長

よろしゅうございますか。ほかにいかがでございましょうか。
どうぞ、湯本委員。

○湯本委員

奥原委員の16番の関係ですが、特に網掛けの2つ目の括弧書きの保守点検業務の委託関係というところがあります。ちなみに「県の動向を注視し」ということの記載がございすけれども、現時点で、例えば保守点検というエレベータ等が考えられるわけですが、実際の県の状況だとか、今後の考え方について、現時点でお答えできる部分がありましたら、お願いしたいと思います。以上です。

○碓井会長

契約・検査課、どうぞ。

○事務局

保守点検業務の状況でございますけれども、県が発注した保守点検業務の契約状況につきましては、平成29年度は202件の案件がございまして、平均の落札率は91.5%でございます。平成30年度は182件の案件がございまして、同じく平均の落札率は92.2%でございます。

低入札価格調査制度の適用にあたりましては、保守点検業務の発注に際して、ダンピング等が疑われるような場合においては必要だと思っておりますが、先ほど説明しました平均の落札率で見ますと、高い水準と判断されるため、現在のところ、制度を適用する必要性は低いと考えております。

今後対応につきましては、入札状況を注視していくとともに、各予算執行者に対しまして、引き続き低入札価格調査制度のさらなる周知を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○碓井会長

他に。

奥原委員、どうぞ。

○奥原委員

お願いします。この度本審議会で県有施設の管理修繕等を委託している住宅供給公社の報告を回答していただき、ありがとうございます。

県の入札制度を説明していただき、それから公社の回答をいただきまして、現在、公社の入札制度の要綱ですけれども、平成 16 年 8 月に制定したもので入札を執行していただいています。国や県の制度に速やかに対応していただけるように、以降もお願いしたいと思います。

また、公社に限らず、県所有施設について、工事・管理等を委託しているケースは多岐にわたると思うのですが、委託されている事項に携わっている企業さん、職人さんが多くいらっしゃると思いますので、そちらの方の賃金、それから休日等、処遇対応についても、県は引き続き責任を持って注視していただきまして、管理・運営をしていただきたいと思っています。

また、定期的に状況を報告していただければ、ありがたいなど、それが必要かと思しますので、よろしく願いいたします。

○確井会長

これは承ったということで、よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

毎回のことでございますが、この「前回審議会の主な意見」というのは、確認をして、正すべきは正すという趣旨でございますので、特に他にご意見がなければ、これで確定とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

(2) 報告事項

ア 建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式の実施状況と結果

○確井会長

それでは、次は (2) 報告事項ということになります。ア「建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式の実施状況と結果」につきまして、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

2 ページ、資料 2-1 をお願いします。この試行方式は、昨年度第 2 回の審議会で、その時点での実施状況を報告させていただきましたが、それから 1 年を経過しまして、実施結果がある程度蓄積されてきましたので、この試行の成果と課題についての検証結果と、今後の取組の方向性について、まとめさせていただきましたので報告します。

この試行方式は、労務費等を明記した見積書を活用した下請契約、そしてそれに基づく代金の支払を行うことにより、良好な労働環境の整備を図る企業を評価するという方式で、平成 28 年度から試行を開始しております。

「1 試行の内容」についてですが、1 の囲んだ部分に記載のとおり、まず、下請次数の制限、それから見積書に基づく下請契約の締結、そして3つ目が、発注者が指定した特定の工種、これを指定工種としますが、この指定工種の労務費の見積総額が、その工種に係る設計の労務費の総額の 87.5%であることとしています。

なお、この8月以降の公告分については、前回の審議会でお認めいただいて、8月1日から工事の失格基準を改定しております。87.5%という数字は、その当時の失格基準の下限値、最低このレベルは維持してほしいというところで定めた値ですので、失格基準の改定に合わせて、8月1日公告分からは、89.5%以上ということで運用しております。これらの項目を誓約した応札者の方については、価格以外の評価点を加点するという方式でやっております。

続いて、「2 試行状況の入札状況」ですけれども、平成 28 年度は 17 件、平成 28 年度からは、各年度で約 40 件ずつ発注していますが、その8月末までの入札の状況は、表に記載のとおり 107 件が落札決定しております。試行内容の実施を誓約した方が落札した案件の割合が、102 件で 95.3%、応札者全員の中で誓約した方がどれだけを占めるかについては、一番右側の 92.6%という割合になっております。

続いて、「3 下請契約・支払等の状況」です。工事を竣工した後、下請者への支払が全て完了して、この試行に関する関係書類の提出をいただいた工事が 64 件ございます。昨年度のこの審議会のときには 26 件でしたので、38 件が、この1年で新たに完了案件に加わっております。

まず、(1) の下請契約の下請次数が誓約内容の制限を超えた案件は、2 件発生しました。いずれも土木工事で、1 件については、契約後、工事実施箇所の管内で比較的大きな災害が発生し、元請・下請ともその対応にかかり、工事を竣工するために施工体制を変更せざるを得なかったということで、やむを得ないものと発注機関が認めております。

残る 1 件は、単純に誓約内容を守れずに、2 次下請までのところを 3 次まで下請契約をしたということで、こちらの案件に関しては、工事成績点を減点するという措置を行っております。

次に (2) の「下請契約・支払の状況」です。表の左から順に、64 件の工事の下請者の総数、これは指定工種に限らず、全ての工種の中で 400 者、うち指定工種にかかる下請者は 135 者でした。次の隣から順に右側に移っていきますけれども、2 つ目の見積書に基づく契約がなされたか、それから、1 つ飛ばして指定工種に係る労務費の設計に対する見積額の割合が 87.5%であったかについては、全ての工事下請契約者で誓約内容が守れていました。見積額については、金額では若干設計よりも多いのですが、見積もっている労務者の人数というものも同時に多いということでして、1 人当たりの単価という形で計算してみますと、ほぼ設計どおり、設計と同額ということを確認しております。

また、表の一番右の見積、それから下請契約と同額の支払を受けたことを下請さんが証明する請負代金受取書の報告については、指定工種以外での 1 者を除き、全ての下請から書類の提出をいただいております。

表の真ん中の列、先ほど飛ばしました法定福利費を内訳に明示した標準見積書というものの活用については、指定工種で91.1%、全ての工種で66%となっております。これについては、昨年の審議会で実施状況を報告した際、標準見積書の活用が十分に浸透していないということで、今後活用の浸透を図りたいとしていました。

(3)の表をご覧ください。標準見積書の活用を年度ごとに区分して集計したものです。30年度、昨年度の審議会の後、発注機関を通じて、この試行案件では標準見積書の活用の徹底を行うよう周知していただきました。その結果、平成30年度の工事については、工事全体、また指定工種ともに活用率が上がっていることが分かるかと思えます。

以上の結果から、試行結果の考察をまとめさせていただきました。次のページをご覧ください。まず、この試行で得られた効果について、(1)の囲みの中に挙げております。まず1点目ですが、指定工種に係る労務費の見積額については、概ね設計額と同額となっております。また、元請企業から下請企業への、見積額に基づいた適正な水準の労務費が含まれた工事代金の支払も行われております。

2つ目として、標準見積書の活用は、本試行においては徐々に浸透が進んできていると言えます。また3点目として、下請契約の重層化の解消は図られていると言えると思えます。

次にこの試行における課題、この試行では十分にできなかったことについて、(2)に挙げております。まず1点目として、県が工事の積算の際に使用している歩掛、施工単価ですけれども、近年、労務費、材料費、機械経費等がそれぞれ明確に区分できない、いわゆる材工一式による単価というものが増えております。建築工事では、以前から大半を占めておりますし、また土木工事においてもその割合が年々増えておりまして、この試行では、工事公告時に、この指定工種に関する発注者側の積算では、労務費を、何々工が何人、何々工が何人ということで労務費の総額はいくらというふうに明示するのですが、その労務費総額を明示できる指定工種が設定できないため、この試行案件が選定できない、あるいは指定工種が設定できても、工事の金額の中のごく一部だけというような状況になってきておりまして、この有効性に疑問がある状況になってきております。

それから2つ目として、指定工種に限られてくるということの裏返しで、指定工種以外の工種にかかる労務費相当額がどうなっているかという状況ですとか、あるいは指定工種、それ以外にかかわらず、企業から技能労働者へ適正な労務費が支払われているかまで、この試行では確認することが難しいということを感じております。

この試行の効果と課題を踏まえ、今後の課題について、5番にまとめております。まず1点目ですが、標準見積書の活用は、下請契約における労務費相当額、また法定福利費を明記することにより、労務費の明確化と社会保険の未加入対策に寄与するとともに、企業側に労務費、それから社会保険料の企業負担分がどれだけ含まれているかということ、認識していただくためには有効だと考えます。これについては、年間40件程度のこの試行にとどまらず、県が行う全ての工事に活用を拡大するべきだと考えます。

また2点目としては、先ほどの課題で申し上げたとおり、この試行案件のみでは適正な水準の労務費の支払というものを確認・確保することは難しいことから、建設業全体で取り組む、建設工事全体で取組を行う必要があります。その取組は、労働賃金だけに的を絞ったものではなく、技能労働者の処遇改善全般に向けた施策を展開し、結果的に賃金水

準の構造に寄与するというような取組を、今後行うべきと考えました。そこで今後は、技能労働者の処遇改善に向けた新たな取組に発展させていきたいと考えております。

次のページ、紙ベースですと A3 の資料になりますけれども、資料 2-2 をご覧ください。技能労働者の処遇改善に向けて、今後県が行っていききたいと今考えている新たな取組をまとめております。

まず取組の 1 点目は、先ほど申し上げた標準見積書の活用促進です。標準見積書が、今後県が発注する全ての工事で活用されていくような取組を進めていきたいと思っております。現在考えられる取組内容は、まず標準見積書の作成手順等の県ホームページでの案内。これは、県のホームページで示すとともに、各専門工事組合で、それぞれの工種に応じた標準見積書の作成手順を各ホームページに掲載して案内しているということですので、そちらへの案内の誘導を行うこと。あるいは、建設業界の皆様、さまざまな機会を通じて周知・啓発をさせていただくとともに、県工事の受注者、元請さんを通じて、下請契約の見積書を出すときには標準見積書を活用してくださいというふうをお願いをしていただくこと。また 4 番目として、県が行う元下、元請下請調査において、標準見積書の活用状況の確認、また標準見積書の活用を促すということを実施していきます。

また 5 番目のところですが、これは少し上 4 つとは違った切り口ですが、標準見積書は、労務費や労務費に基づく法定福利費の企業負担分を明記するというものですが、それには、まず各企業が社会保険に加入しているということも必要になります。現在県が発注する工事においては、契約約款によって、社会保険の未加入業者は 1 次下請にはなれないということとしておりますが、これを順次、2 次下請さん以下にも拡大していきたいと考えております。

以上の取組により、適正な労務費の確保や社会保険の未加入対策の推進を通じて、処遇改善へとつなげていきたいと考えております。

取組の 2 点目は、建設キャリアアップシステムの活用推進です。資料の右側にも概略を記載しておりますが、このシステムは、このシステムに登録した技能労働者一人一人の就業履歴、資格等の情報を蓄積させることによって、技能労働者さんへの適正な評価・処遇、そうした技能者さんを現場に呼ぶことによって工事の品質の向上、それから元請さんにとっても、現場管理の効率化というものにつながっていくシステムです。昨年度からシステムの運用が始まりましたが、本格運用は今年度からとなっています。

このシステムを運用、活用していくには、まずは技能労働者、それから事業者の双方がこのシステムに登録することが必要で、先ほど吉野委員からの数字を紹介いただきましたとおり、まだまだ登録者数は少ない状況になっております。

そこで県の取組ですが、まず 1 点目として、キャリアアップシステムは技能労働者、それから事業者、会社の両方登録しなければいけないのですけれども、まず 1 点目として企業のほう、登録事業者、登録を行った事業者に対して、次の期の入札参加資格付与における、県の新客観点数での加点をしていきたいと考えております。

次に 2 点目として、このシステムは、技能労働者さん個人個人のカードを現場の入退場のときにカードリーダーに通していただいて、その人の就業の履歴を蓄積していくということをやっていくのですが、このシステムを現場で運用する企業を、総合評価落札方式において加点評価するという事も検討しております。

これによって、その現場に入る人は、取りあえず個人で登録してもらおうということを促すことにもなりますので、現場での活用を推進していきたいと思っています。これによって、技能労働者の処遇改善と、元請側、企業側の現場管理の効率化を期待しています。

次に、取組の3点目は、日給制、日給月給制から月給制への移行促進です。資料の右下のグラフをご覧ください。今年1月に、東日本建設業保証株式会社さんが行った企業向けのアンケート調査の結果から、長野県建設企業の従業員の賃金の支払実態についてグラフにしたものです。技能労働者の賃金の支払形態、これが上から2つ目のところになりますけれども、約半数が日給月給制という支払形態になっております。

現在、県も国も業界もそうですけれども、建設産業の就労促進と働き方改革の取組の一つとして、週休2日の推進を積極的に進めているのですが、現場の休みが増えれば、日給月給制、もしくは日給制で賃金の支払を受けている技能労働者の方の収入が、その分減ってしまうということが問題となっております。そこで、県の取組として、月給制への移行促進に向け、入札参加資格、これも次の期の入札参加資格ですが、そこにおいて新客観点数での加点、または取組が進んでいけば、逆にまだ日給月給制を敷いているところには、逆に減点というようなことをしていきたいと考えております。

それから、取組内容の2つ目ですけれども、この月給制の導入状況も含めて、上に挙げた①②の取組も併せて、この取組の効果を確認するために、まだ仮ですが、労務費モニタリング調査といったものの実施を検討していきたいと考えております。こちらは、表の右側のほうにイメージを描いておりますが、調べる内容については、まだまだ何も固まっていない状況です。各取組が適正な水準の賃金支払、あるいは給与形態の改善等につながっているかを、モニタリングしていきたいと思っています。

これらの取組によりまして、技能労働者の処遇の改善、また週休2日などの建設企業の働き方改革を促進していきたいと考えております。

最後、取組の4点目は、経営者の意識調査結果を踏まえた取組、それから建設企業への要請です。まず、建設企業に対し、あらゆる機会を通じて技能労働者への適正な賃金支払等の処遇改善を要請するとともに、経営者の皆さんに意識調査、アンケートを行って、有効な対策を検討・実施していきたいと考えております。

アンケートについては、別の資料に概要をまとめております。次のページ、資料2-3をご覧ください。建設業界が抱える課題を把握し、必要な施策を構築することを目的として、経営者へのアンケートを開始しております。

具体的内容については、「2 取組内容」をご覧ください。調査対象は、建設業許可を受けている企業、約3,700者、こちらは県の入札参加資格を得ている2,400者全てと、入札参加資格を持っていない建設業許可を受けている業者さんの中から1,300者を選定しまして、アンケート調査を直接こちらから依頼しております。また、建設業許可を持たない建築現場の従事者として比較的大きな人数を占めている一人親方の皆さんについては、県発注の建築工事において、元請さんを通じて配付して回答していただいて、回収をしていきたいと考えております。

調査内容は(3)に記載のとおり、①経営状況、②人材確保状況、③賃金支払の状況など、記載の事項となっております。アンケートは8月末に発送しておりまして、今月下旬を締切りとして回収して結果を集計します。集計を行った上で、企業の属性、例えば工事の受

注形態が公共か民間どちらが主なのか。あるいは元請、下請、どちらを主にやっているのか。請負工事の内容が、土木が主体なのか、建築関係なのかなど、属性が分かれるかと思えますので、それぞれ違いについても分析したり、また必要な施策について検討して具体化していきたいと考えております。

以上の取組を今後実施していきたいと考えておりますが、取組の各内容については、今後関係部局、あるいは各業界の皆さんのご意見もいただきながら、詳細を検討して具体化してまいります。

また、この審議会にご審議いただく事項、報告させていただく事項もありますので、委員の皆様のご意見もいただきながら、進めてまいりたいと思います。長くなりましたが、説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただ今ご説明のありました資料につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員

標準見積書について3点確認をさせていただきます。資料2-2の表が小さいので、画面で見たほうがいいのかと思いますが、まず、最初のところで材料費・労務費・経費・小計となっていますが、私の今まで見た財表の経験でいいますと、法定福利費は労務費に入れるケースが多いのではないかと思います。こちらは経費から除く形になっていますけれども、企業でうっかり労務費、法定福利費入った金額を書いて、下の「I」の数字、法定福利費とダブらなければいいなという思いがしました。それが1点目です。

2点目ですが、法定福利費の中を見ますと労災がないのですが、これは入れなくてよろしいのでしょうか。これが2点目です。

3点目、労務費は大体賃金や手当、いわゆる給料だと思います。それから法定福利費は保険料です。これを全部小計で足して「J」になっています。そこに消費税率を掛けておりますが、給与賃金と保険料は消費税の対象外ではないかと思うのですが、これで大丈夫かということです。

○碓井会長

どうぞ、技術管理室。

○事務局

まず、1点目の質問の材料費・労務費、労務費の中にも法定福利費があるのではないかということですが、労務費には労務者の負担分の法定福利費も入ると。別出しにするのは企業負担分のほうの法定福利費ということで、企業側の部分だけを記載していただくことになります。

○渡辺委員

通常、本人が負担するのは財務諸表に上がってきませんので労務費に入らないから、それはおかしいんじゃないでしょうか。事業主負担分が労務費、法定福利費に計上されるんです。本人の負担分は預かり金処理しますので、そもそも費用には計上されないと思うのですが。

だから事業主負担分を計上するのは分かるんですけども、それは経費から引くという書式で大丈夫ですかということです。労務費から法定福利費を除くと書いたほうが、安全なのかなということです。

○事務局

分かりました。この標準見積書の作成イメージは、国のホームページからそのまま引用して転記させていただきましたので、正しいものについては調べさせていただいて、実際に活用を図る案内のときには、そこまで調べた上でお示しさせていただきたいと思います。すみません。

○渡辺委員

だから2点目なんかは特に労災保険は100%事業主負担ですから、当然載ってきていいと思うんですけどね。

○事務局

ありがとうございます。分かりました。

○碓井会長

少し今の点をお尋ねしますが、国のホームページからというときに、それに一致させなければならぬ必然性はないわけですね。

○事務局

ないです。

○碓井会長

だとすれば、どういう内容にするのがいいのかということは、十分検討する余地があるということですね。

○渡辺委員

今日は堀越委員がお見えじゃないんですけども、消費税の件は少し気になるんですね。全部に掛けしまっていていいのかなと。

○事務局

承知しました。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。

吉野委員。

○吉野委員

資料の2-1ですが、いわゆる誓約書を出す業者については、総合評価方式で一応有利な点を加点するようですが、下請契約次数のところにもありますように、誓約書を守れなかった業者もいるわけです。そういう業者について、やむを得ない場合はあるんだろうけども、やむを得ない、一般的にちょっと問題だなというものに対しては、先ほどの説明が分かりにくかったのですが、そういう誓約書を守れない業者についてはどうするのですか。せっかく有利に扱っておいて後はどうするのかと、少し気になっております。

○碓井会長

どうぞ、技術管理室。

○事務局

下請次数を守れなかった工事が2件ございました。1件は災害等をやむを得ないということにしたのですが、もう1件は単純に守れなかったということでございました。これについては、総合評価での誓約条件を守らなかったということで、工事成績評定点を減点しております。

○吉野委員

他にはどんなものがあるのでしょうか。誓約書を守れないというのがあると思うのですが。

○事務局

一番は労務費の見積総額がこちらの87.5%を守れない、うんと安くというのがあろうかと思うんですけども、これについては、今までの試行案件でそういった事象は見られておりません。

○吉野委員

問題にしていないということですか。何も是正しないでそのままということですか。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

87.5%を下回った金額での契約は、今まで発生していなかったということで、ペナルティーを科すような案件は、今まで出てきてないということです。

○吉野委員

契約はしていないということですか。

○事務局

試行の 87.5%という下限値を守れない契約は、今までなかったということになります。

○碓井会長

よろしいですか。ほかにかがでしょうか。

湯本委員。

○湯本委員

何点かあるのですが、まず1点目が、資料 2-1、2 ページ、基本的なところで分からないので教えてもらえればと思ったのですが、特に3の(3)の標準見積書の活用状況の率についてはこの間上がっているということですが、非常に案件数にばらつきがあります。どうしてこんなにばらつきがあるのかということが、まず1点です。

2点目については、3ページから資料2-2に続くわけですが、特に効果については、このとおり非常に効果があったという今の評価ですが、課題についてはこういうことで、なかなかこの間の工種が設定できないということがあるわけですが、ここについて、やはり要因的なことは例えば分析されているのかというのが2点目です。

そしてこういった課題に対して、2-2にあるような新たな取組として4つの取組が行われるわけですが、ポイントで申し上げると、やはり最終的に技能労働者の皆さんの不足、非常に今なり手不足ということだとか、技術の継承という点からも、やはり引き続き研究してもらいたいということと、やはりしっかり賃金が行くような、逆に言えば課題にあるようなことの中に指値発注というものがもしあれば、非常に残念な状況だと思いますので、引き続き研究してもらいたいということです。

あと、4ページの取組の②のキャリアアップシステムの関係ですが、これは最初、吉野委員さんからもございましたが、県としてある程度しっかり確認、把握をしつつ、そして今回加点という形でPRということではありますが、一層またこちらの活用ということが重要ではないかと思っております。

そして③への月給制への移行のモニタリング調査ですが、こちら特に時期等は書いていないわけですが、できれば早めに対応していただきたいということで、要望したいと思っております。以上です。

○碓井会長

複数のご質問等がありました。順次お願いいたします。

○事務局

一つ一つ確認させていただきながら、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、資料2ページの3の(3)の標準見積書の活用状況の年度ごとの数が違うということですが、こちらについては、工事を竣工して書類を提出していただいている件数での中

でということになります。

28年度は17件実施して、17件全て書類を提出していただいております。29年度は、現時点でも多年度債務とかで工事がまだ終わったばかりというものもありまして、39件中35件書類の提出が完了しております。平成30年度は36件、試行内容誓約者が落札した件数、いずれもですけれども、36件が試行内容で実施しております、今のところ竣工して書類の提出をいただいたのが12件ということで、29年、30年については、まだまだ数が少し増えてきます。おおむね40件弱ぐらいずつ、最終的には数字が揃ってくるという予定であります。

○碓井会長

今の点、湯本委員、よろしいでしょうか。

○湯本委員

分かりました。

○事務局

続いて、指定工種が設定できないというところです。建築工事では、以前から設計の標準単価というのが、材工一式で何々工は平米当たりいくらということで、人工、手間がそれぞれいくらになるということが全くなく、全部一式でいくらというものが大半を占めております。また、土木工事も、従前ですと、例えば斜面を保護する工事の場合は、法面工が何人、砂が何立方メートル、セメントが何キロとか材料費が細かくあって、機械の運転費が1時間幾らという形で積み上げて積算していくという工種だったんですが、近年、つい最近からではないですが、少し前から、受発注者ともに積算の効率化を図るために、一括計上した市場単価制というもの、あるいは施工パッケージというものに改められております。

これが従来の積算単価と異なりまして、発注者が労務費の内訳というものを特定できなくなってしまうので、87.5%以上ということ誓約してもらおうという中で、設計値というものを正しく示すことができないというところがございます。それが2つ目の質問の答えでよろしいでしょうか。

○碓井会長

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

それで、状況は何となく承知はしていたんですが、なので、そこについては俗に言う指値発注の隠れ蓑になってしまう可能性があるのもので、ぜひ研究してもらいたいということが意見です。お願いします。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

そうした指値発注のような元請さんからの不当な価格指定というものについては、現在でも、「下請 110 番」というところで、そういった事態があれば通報いただいてという制度も今設けておりますので、あまり問題が顕在化するようでしたら、またお声を出していただければと思います。

次が、キャリアアップシステムについてですが、申請についてはインターネット登録のほか、郵送でも窓口でも申し込みができるようになっていまして、また事業者や技能労働者一人一人が申し込まなくても、その登録済みの事業者さんが承諾を受けた上で代行申請が可能ということになっています。つまり、会社が自分の従業員の登録もできるということになっています。

キャリアアップシステムの登録の推進については、建設業法の所管の係を主体にしまして、国交省、また建設業界さんとの共催によって、建設業の法令遵守等に関する講習会というものを毎年実施しておりますが、昨年度の講習会では、このキャリアアップシステムをお題にして説明を国からもしていただいているところです。今後もこの講習会のほか、県の工事の受注者を対象とした技術者のセミナーや入札制度等に関する受注者説明会、あるいは県のホームページやメールマガジン、また建設事務所窓口でのチラシの配布など、機会を捉えてPR をしていきたいと考えております。

○確井会長

よろしゅうございますか。

では、キャリアアップシステムのところで、他の方でご質問等ありましたらどうぞ。

藏谷委員、どうぞ。

○藏谷委員

キャリアアップシステムということでございますが、全体にこの技能労働者の処遇改善、これは元請、下請、企業努力を相当やらなければいけないと思っています。県がこういうふうに積極的に取り組んでいただいて、ご指導いただくということは大変ありがたいと思いますので、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

キャリアアップに関しては新しいテーマだと思っていますが、特に取組内容の1の新客観点数での加点、これは長野県独自ですが、2の総合評価に対する評価もアップということで、これは国交省もまだおやりになっていませんが、県はいつごろから始める予定で進んでいるのでしょうか、お聞かせください。

○確井会長

どうぞ。

○事務局

まだ、具体的にいつという日限を切っている状況ではございませんで、大変申し訳ありません、できるだけ具体化を進めて、またこの審議会で報告していきたいと考えて

おります。

○碓井会長

室長、どうぞ。

○事務局

今、担当が答えたとおりですが、今回参加資格は、令和元年、2年と与えておりますので、次が3年、4年ということですので、次の機会を目標に検討を進めていきたいと思っております。

○碓井会長

キャリアアップシステムのところで、他に何かご質問ある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、他で結構ですから、どうぞ。

渡辺委員。

○渡辺委員

取組③で、日給月給制から月給制への移行促進ということですが、労働者側からするととてもありがたいことだと思いますが、経営側からするとなかなか、月給制にしたいけれども、特にこの技能労働者に対する賃金の支払が、どうしても日給月給制のほうが経営的にも合理性があるということで、46%になっているのではないかと思います。

なかなかその辺は強引に、月給制が理想ですけれども、移行促進ということで、企業側で特に体力のないところ、余裕のないところなどは大変ではないかという危惧が感じられますが、その辺はいかがでしょうか。

○碓井会長

どうぞ、技術管理室。

○事務局

この資料2-2に掲げて列記している取組については、こちらで独断で突っ走ってしまうことはなく、各業界の皆さんのご意見もいただきながら、具体化してまいりたいと考えております。

○渡辺委員

では引き続き。それで取組④ということで、経営者の意識調査をされたわけですね、もう出してしまったんですかね。このアンケートについて一言言いたいのですが、よく商店街活動で商店街なども色々なアンケートを出してデータを取るのですが、ほとんどがそれで終わってしまうのです。何らその結論が出ない、すごく極端なことを言うと、やっぱり土日にお客さんが多いねみたいな、そんな結果になるアンケートが多くて、アンケートというのは簡単なようで非常に難しいと思います。

もう出してしまったから遅いかもしれないのですが、設問が命だと思うのです。出す段階でかなりどういう施策をつくるのだということがある程度煮詰まっていて、仮説検証という形で設問を出して、こうなんだというふうに仮説が正しかったかどうかということをはっきり検証できるような数字を取らないと、この資料2-3にもありますけれども、その結果を踏まえて施策に反映するということですので、その辺のところを、今後この審議会で話題になろうかと思えますけれども、難しいものがあるということですのでよろしくお願いいたします。

○碓井会長

これは、今お話のようにもう出してしまったものですから、今後のことですね。あるいは出てきたアンケートの結果をどう読むかということも、また難しいわけですか。

○渡辺委員

難しいですけれども、設問がそうになっていないと、もう手遅れの部分があるんですが。

○碓井会長

それはそのとおりですね。他にどうぞ。

藏谷委員、お願いします。

○藏谷委員

取組③の日給制から月給制の取組内容で、月給制への移行促進に向けうんぬんで、新客観点数での加点ということで、新客観点数を持っている企業は元請というか、入札参加資格があるところですので、いわゆる現場従業員というか、直営部隊のことをおっしゃっているのかと思います。今、元請で月給制をやっていないところのごくわずかだと思いますが、それも全て月給制にしたらどうかという推進だと理解をしていますが、現在日給制ではなくて月給制にしている企業も、新客観点数で加点になるのか。ということは、基本的には全部げたを履いてしまうということになるかと思いますが、そういう理解でよろしいかが1つ目です。

2つ目は取組④で、今の渡辺委員とも重複しますが、既に3,700者にお出しになったということですが、これは記名式ですか、それとも匿名というか、社名は書かないのですか。回収率はどのぐらいを見込んでおられますか。それをお聞きしたい。私は回収率を上げるためには、記名式でなければ駄目だと思っています、特に元請は。うちの企業はアンケートに答えていないよというのは、かなり元請からするとプレッシャーになるんですよ。ですから、積極的にアンケートに答えるためには、社名を記入したほうが、私はよろしいかと思いますが、その辺の考えもちょっとお聞きしたい。

○碓井会長

では、どうぞお願いします。

○事務局

まず、1つ目の月給制を敷いている会社への加点というのは、もう既に加点されている人にも、げたを履かせるという言い方もありますけれども、加点しないと、新たに月給制を敷いた人だけに加点すると元から月給制を敷いている人が何も有利にはならないものですから、審査時点で月給制になっている方を、等しく加点しようと考えております。

○事務局

アンケートの関係ですが、記名式、会社の名前を書いてもらうということは考えておらず、ウェブ形式、もしくは郵送での回答ということを考えております。

回収率は、入札資格を持っている2,400者はある程度返ってくるのではないかという期待を持っております。あとの1,300者についてはなかなか厳しいと思っておりますが、現在両方合わせて500者ぐらいは回答が来ている状況でございます。

一応建設業協会の方にも協力をお願いして、できるだけ回答してもらおうようお願いしているところでございます。

○蔵谷委員

500者だからね。

○事務局

今のところ全体のです。

○蔵谷委員

分かりました。

○碓井会長

他にいかがでございましょうか。

奥原委員、お願いします。

○奥原委員

今のアンケートのことですけれども、確か9月末までの期日で会社名の記入なしで、ホームページからいただいているかと思っております。現在で、3,700者のうち500というお答えですが、今9月半ばになってきていますので、アンケート数の目標が2,400とおっしゃっていましたが、実際それが達成できるのかというところは危惧があります。

企業宛てにアンケートをされているわけですが、実際の技能労働者の処遇に対しては、現場の労働者に伺わないと実態は見えてこないと私は思っています。ですので、アンケートを配ってそれを回収して、それで調査したということではなくて、実際現場に行っていていただいて話を聞いていただくとか、そういう機会を設けていただくことはとても必要かと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

○碓井会長

技術管理室、応答はありますか。

○事務局

回収率についてはお答えしなかったのですが、実際どのくらい回収できればいいかというのは、400 ぐらい回答できれば、アンケートとしては体をなすという統計学上の評価がありますので、それはもう現在クリアしていると考えてはおります。

アンケートの回答の結果をもって、その分析の中で、また足りないと思われるところについては、委員がおっしゃるとおり追跡が必要かもしれませんが、当面アンケートの分析を色々な角度からやっていきたいと考えております。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。

大窪委員、お願いいたします。

○大窪委員

私もアンケートについてですが、アンケートは安易にしようと思えばかなり簡単にできてしまうのですが、その結果をどう読み取るかというのは、1 回きりのアンケート調査というのは非常に難しいものです。長野県としての課題を浮き彫りにするためには、そもそも聞く項目についてもやはり精査も必要だったのですが、その結果を読むときに、やはりこれまでに得られている別のアンケート調査との比較、県でもそういう似たような調査をされているのであれば、そこと比較したり、別の自治体なり国なりが調査している結果と比較したり、先ほど多岐に検討するということでしたので、やっていただけると思うのですが、また結果のご報告のときに、その辺りのことを踏まえた上でご報告していただければと思います。お願いします。

○碓井会長

私から伺いますが、県庁の中にはそういう何種類かのアンケート調査というのは色々なセクションでやっておられると思いますが、そういうことに関する専門家というのは何人かいらっしゃるのですか。あの人たちに聞けばいろいろな読み解き方が分かるとか、そういう人材は抱えていらっしゃるのですか。先ほど、統計学的に有意かどうかというご発言がありました。

○事務局

母数については、どれだけ取れば有効回答率となるかという観点で、県庁に統計の専門家がどうか分からないのですが、今回用意したものについては64 項目と、かなり大規模な質問になっておりまして、答える人には厳しいかと思っていますので、その辺は、先ほど説明したとおり、職性、例えば公共、民間というような分け、どちらを主体にしているかというところもある中で、職性を分けて分析しようとは思っておりますので、そういった中で課題も出てくるかと思えます。こういった種類のアンケート調査というのは、建設業に関してやったのはおそらく初めてだと思います。東日本建設業保証株式会社とかでもやっているのですが、その辺とも比べながら、そういう職性を絞った上での分析もしたい

と思っておりますので、その辺は、また結果が出たところで、内容についてご報告ができればと思っております。今回はそんな趣旨でやらせていただいて、さらにそれをこちらの取組に生かせればというところもありまして、そんな中でやったところでございます。以上でございます。

○碓井会長

それでは、これは報告事項でありますので、承ったということにさせていただいてよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

これは結構ボリュームがありましたので、ここで一休み、10分ぐらいいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

では、休憩とさせていただきます。

< 休 憩 >

イ 発注者指定型週休2日工事の導入

○碓井会長

それでは、再開させていただきます。

報告事項のイ「発注者指定型週休2日工事の導入」についてでございます。

まず、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

6ページの資料3をご覧ください。発注者指定型週休2日工事の導入ということで説明させていただきます。

まず県では、平成30年4月から建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、施工者希望型の週休2日工事に取り組んでいるところでございます。ただし、30年度末時点での週休2日工事の実施率が、対象工事のうちの2割程度となっており、こうしたことから、週休2日工事のさらなる推進を図るために、発注者指定型の週休2日工事を、令和元年9月1日以降の入札公告等を行う工事から導入いたしました。

「2 取組内容」としましては、まず対象工事ですけれども、災害等の緊急を要する工事や機械設備工事を除く工事のうち、発注者が指定した工事となります。

(2)の取組内容ですけれども、まず入札公告時におきまして、週休2日工事に取り組むことを指定した工事となります。2番目としては、あらかじめ週休2日の実施に必要な工期を設定するとともに、労務費、機械経費の賃料部分、間接工事費の共通仮設費、現場管理費につきまして、週休2日工事を達成した場合と同等の補正を行って、工事を発注することとなります。この補正係数につきましては、真ん中の表の「達成」という欄の補正係数をあらかじめ各経費に掛けまして、それを経費と見込んで当初設計を組んで発注します。

(3)の評価等ですけれども、週休2日の完全、または相当を行った場合に、工事成績で加点するとともに、履行実績証明書を発行します。また仮に週休2日が未達成であった場

合、達成度に応じて労務費、機械経費の賃料、間接工事費の共通仮設費、現場管理費について、それぞれの達成状況に応じて、そこに書いてあります補正係数で補正をし直しまして、変更契約で減額するというような形になります。

「3 実施時期」ですけれども、先ほど説明しましたとおり、令和元年9月1日以降の入札公告等を行う工事から実施することとしております。

最後に「4 今後の予定」ですけれども、この週休2日の実績を有する技術者を評価する総合評価落札方式について、来年度令和2年度からの導入に向けて、今後検討を進めていきたいと考えております。説明については以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

この資料の2の(3)評価等のところで、週休2日が未達成の場合に、達成度に応じてこれらの要素の費用を変更するとなっておりますが、具体的にはどうされるのでしょうか。先ほど変更契約とおっしゃったけれども、未達成というのは工事が終わってからでしか分からないわけでしょう。それを金額の変更をするんですか。その辺を具体的に教えてください。

○事務局

工事が概ね終わってきた時点で、今回の表の下に「※」の2番目に「達成率」と小さい字で書いてあるのですが、その分母のところ、工事着手日から工事完成日までの期間ということで、工事完成日というのが、片付けを含む現場作業が完了する日までとしております。現場作業が終わった後に書類整備等変更の期間がありますので、その期間で達成状況を見まして、変更減、契約減にする形になります。

○吉野委員

再度お聞きしますが、変更契約をして減額するわけですか。そこまでやるわけですか。

○事務局

そうですね。当初の発注時に補正係数達成で、要するに満額を見ている状態になりますので、達成できなかった場合には、申し訳ないけれどその分の経費を落とさせてもらうという形です。

○吉野委員

分かりました。

○碓井会長

小澤委員。

○小澤委員

施工者希望型が2割程度で非常に振るわなかったということで、発注者指定に変更とご説明をいただいたのですが、およそのこれによる全体量の予想といたしますか、件数でも割合でもいいのですが、もしそういった目途があったら教えていただきたいというのが1点。

それから評価については工事成績というのが1点と、それから履行実績証明書を発行するということであるのですが、この履行実績証明書を発行する目的というの、教えていただければと思います。

○事務局

発注者指定型につきましては、まず各事務所1か所程度を今年度は考えていまして、10か所程度選定したいと思っております。

それと評価につきまして、履行実績証明書を発行する意味ですけれども、一番最後の4、週休2日工事を行った技術者を評価する総合評価落札方式によりまして、週休2日を行った現場の技術者については加点をするような形を今後検討していきたいので、その証明書ということで、発行することを考えております。

○小澤委員

あくまでも県に出すための証明書ということですね。分かりました。

あと10カ所というのは極めて少なく、これからの手探りというようなイメージですか。

○事務局

今年度はまだ9月から導入したばかりで、上半期中にもう発注してしまっているものもありますので、今年度はまず1か所以上を各事務所をお願いしたいということで、10か所以上としております。

○小澤委員

分かりました。あと、本日のいろいろなテーマ、働き方改革による建設業の底上げというのは、大きな問題意識があると思うのですが、現状いる方の労働条件の改善もあるのですが、そもそも学生の採用といたしますか、応募が少ないという問題も、先ほどの技能者なども非常に苦戦している中で、こういった制度で頑張っている皆さんを、今何のためにというと、実績証明書で外に示すような目的もあるかと思ったのですが、いずれにしても、長野県でも職場いきいきアドバンスカンパニーのような、いわゆるホワイト企業らしき感じのものをやっているというので、そこにも当然建設業の方は多くいらっしゃるわけなので、今回の契約関連のものでも、ちょっと難しいんですけども、そういった方向に向けて頑張っている企業については、何か表彰とか広く世に知ってもらおうとか、そんなこともご一考いただければ、何となく採用の向上につながるかという思いがしております。

○碓井会長

技術管理室長、お願いします。

○事務局

まさに建設業の働き方改革の一端でございまして、週休2日がおそらく担い手確保の肝だと私どもも思っております、導入段階なのでなかなかそこは一気に行かないのですが、ここをやらないと次代の担い手はなかなか集まらないと思っております。

あともう一つの柱は、機械施工という話の中で ICT 施工というところになってくるかと思っておりますので、ここを今回は発注者指定型、さらに来年度以降については総合評価で加点する方式を取って、底上げを図っていき、結果担い手確保につながればと思っております。

そういった中で、今の企業へのアピール、PR につきましても非常に重要な観点だと思っておりますので、その辺につきまして、また検討させていただきたいと思っておりますので、ありがたく受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○小澤委員

ありがとうございました。

○碓井会長

他にいかがでございましょう。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

第1回の審議会のときにも、働き方関連に関わるところで要望をさせてもらったところでもあります。いずれにしましても、先ほどの日給月給のところと同様に、やはり県内、非常に中小の企業が多いという状況がありますので、引き続き県の一層の支援というものをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○碓井会長

他にいかがでございましょうか。

奥原委員。

○奥原委員

取組内容で、入札公告時に週休2日工事に取り組むことを指定して公告されるということですが、何者か応札される業者があったとして、落札した業者は達成度が70%であったけれども、落札されなかった業者は100%できたのにということがあってはいけなないかと思ひますので、落札できなかった応札者の方も、納得がいく制度にしていくことが大事かということが1点です。

それから、今、週休2日は集中して取り組んでいただひているところですが、例えばお盆休みや年末年始のお休みなど、工事の監督員さんが毎日必ず点検に来なければいけなないですとか、そういったところもあると思ひます。そうすると、休日をなかなか取れ

ない、長期で取れないということがあると思いますので、この週休2日から発展して、またそんなところも、対応を考えていただければありがたいと思います。

○碓井会長

他にいかがでございますか。よろしゅうございましょうか。

では、この件はご報告を承りましたということにさせていただきたいと思えます。

ウ 契約に関する取組方針に基づく実施状況

- ・建設工事等における受注希望型競争入札の実施状況
- ・製造の請負等3契約の契約状況
- ・清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

○碓井会長

次は報告事項のウ「契約に関する取組方針に基づく実施状況」ということで、「・」が3つ並んでおります。

事務局から、ご報告をお願いいたします。

○事務局

資料4の説明をさせていただきます。

7ページをご覧くださいと思います。「I 受注希望型競争入札の実施状況」でございます。まず、「1 建設工事」について、(1)でございます。平成30年度、令和元年度の入札状況になります。表の右下、太枠の部分をご覧くださいと思うんですが、30年度につきましては、1,731件の契約、平均参加者数は7.5者、平均落札率が93.1%となっております。今年度につきましては、6月までで360件の契約、平均参加者数が8.2者、平均落札率は93.1%となっております、概ね昨年度の水準で推移をしております。

(2)でございますが、近年の入札状況を示したグラフでございます。落札額の総額と、入札参加者数、落札率につきましては、平成20年度以降の推移を表したものでございます。棒グラフが落札総額、これは100万円単位でございます。実線の折れ線が平均の落札率、破線の折れ線が平均の参加者数の推移を表したものでございます。

(3)でございますが、地域別、10ブロックの動向を示した表になります。この10ブロックでございますが、こちらは県の10の地域振興局をブロックの単位として表したものでございます。平成30年度と今年度の6月末までの状況でございます。表の下段に地元受注率がお示ししてございますけれども、表の一番右に、全県の値を示しております。

今年度の受注率の動向でございますが、3段目の件数で94.4%、4段目の金額につきましては78.8%が地元受注となっております。4段目の金額における地元受注率でございますが、昨年度と比較いたしまして低い値となっている地域がございます。こちらにつきましては、県有施設の大型建築施設、こちらの改修工事ですとか、それに関わる設備関係の改修工事の案件による影響が、大きく出ているものでございます。

8ページをお願いいたします。「2 委託業務」でございます。平成30年度、令和元年

度の入札の状況でございます。表の右下でございますが、平成 30 年度は 1,671 件の契約、平均参加者数は 15.5 者、落札率が 89.8%でございます。今年度につきましては、6 月までで 339 件の契約、参加者数が 16.2 者、落札率は 90.0%となっております、概ね昨年度の水準で推移をしております。

(2) につきましては、委託の落札額総額と入札参加者数、落札率の推移でございます。

次にⅡ、今年度 6 月までの総合評価落札方式の実施状況でございます。総合評価落札方式につきましては、入札価格と価格以外の評価により、総合的に優れた者を落札者とする落札方式でございます。工事につきましては一番右側でございますが、今年度 6 月までに 132 件、委託業務につきましては 155 件、合わせて 287 件が契約となっております。

表の左側の区分でございますけれども、技術等提案型、簡易型、簡易Ⅱ型とございます。簡易型でございますが、工事成績、実績、技術者資格等の評価を価格以外の点数ということで、一般的に簡易点というような言い方をしていますが、こちらを設定したのになっております。さらに、企業から技術提案、例えばコストの縮減ですとか、施工方法といった技術提案を技術提案点ということで上乘せをしたものが、技術等提案型といったものになります。それから簡易Ⅱ型につきましては、簡易型よりもさらに評価項目というものを減らしております、受注希望型競争入札の委託業務、それから舗装工事等のくじ引き対策ということで試行しているものでございます。説明は以上でございます。

○確井会長

次をお願いします。

○事務局

9 ページの資料 5 をご覧ください。平成 30 年度製造の請負等 3 契約の契約状況についてご説明いたします。

この資料は、長野県の建設工事に係る契約以外の契約状況の概要について取りまとめたものでございます。データは、契約管理システムを用いまして、一般競争入札、公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式の契約について、平成 30 年度事業の実績を集計し、前年度と比較したものでございます。

表の上段は「製造の請負」契約ですが、これは印刷業務や制服・横断幕の製造などを行うもので、平成 30 年度は契約件数が合計で 541 件、契約金額が 1 億 8,600 万円余り、平均落札率が 76.1%で、ほぼ前年度並みでございます。平均応札者数は 3.0 者です。契約方法別の件数では、公募型見積合わせが約 98%を占めております。また、受注者の状況では、県内本店の業者が約 96%を占めております。

表の中段は「物件の買入れ」契約です。これは自動車、事務用品、燃料などの物品等の購入を行うもので、契約件数が合計で 2,188 件、契約金額が 46 億 8,700 万円余り、平均落札率が 83.9%、平均応札者数が 2.4 者でございます。件数・金額の減は、前年の平成 29 年度に県立大学の開学に伴う集中的な調達があったためでございます。受注者の状況では、県内本店業者が約 9 割を占めております。

次に、下段の「その他の契約」についてです。これは清掃・警備などの業務委託ですとか、物件の借入れ等を行うもので、契約件数が合計で 886 件、契約金額が 118 億円余り、

平均落札率が90.4%、平均応札者数が1.8者でございます。契約の件数の増加は、公募型見積合わせにおきましては、平成30年1月からの施行のため、平成29年度はほとんど実績がなかったためでございます。また契約金額の増加は、平成30年度は一般競争入札において、3か年の長期継続契約の流域下水道事務所の終末処理場運転管理業務委託、約55億円が計上されたためでございます。

最下段は3契約の合計となっております。契約・検査課では、条例の基本理念に基づきまして、契約の適正化等に取り組むこととし、これらのデータの推移に注視してまいります。

以上でございます。

○確井会長

では、次お願いいたします。

○事務局

続きまして資料6をご覧ください。10ページになります。

「清掃・警備業務における最低制限価格制度 複数年契約の実施状況」についてでございます。平成28年度に審議いただきました庁舎の清掃業務・警備業務における最低制限価格制度の導入拡大の取組について、本年度の状況をご報告させていただきます。

清掃・警備業務につきましては、業務委託の中でも人件費が占める割合が高く、労働環境に与える影響が大きいと考えられるため、入札にあたりダンピング受注を防止し、適正な利潤を確保して、中長期的な担い手の育成を実現するため、予定価格の算定にあたっては、従前の見積に基づくものではなく、国土交通省の積算基準ですとか、国土交通省の労務単価を適用するなど、統一した方法により予定価格を算出しているところです。

清掃と警備業務に分けて入札の状況をご説明させていただきます。まず清掃業務については、3の(1)の①「最低制限価格制度の実施状況」をご覧ください。統一した積算基準や最低制限価格制度などのダンピング対策を実施した件数を、表にしているものでございます。一番右の列が令和元年度のもので、今年度発注した件数は47件でございます。そのうち統一した積算基準を導入したものが45件、最低制限価格制度などダンピング対策を実施したものが、同じく45件でございます。ダンピング対策を実施できなかった2件につきましては、1件が病院施設と、もう1件が研修等の施設で、統一積算基準の適用外になってしまう案件でございます。この2件を除いた全ての契約において統一した積算基準を導入し、ダンピング対策が実施されました。

また②「複数年契約の実施状況」をご覧ください。複数年契約につきましては、サービスの質の向上、雇用の安定を図るために、取組方針でも取り組むこととされているため、状況を報告させていただきます。

本年度工科短期大学と南信工科短期大学の2件で、新たに複数年契約を実施しております。昨年度契約した9件と今年度の13件を合わせまして、22件で複数年契約を実施している状況でございます。

③「落札率の状況」につきましては、平成30年度に比べまして、令和元年度は、落札率

はほぼ同率という状況でございます。また、最低制限価格制度の活用拡大の取組導入前の平成 28 年度と比べますと、落札率は 5 ポイントほど上昇しております。

次の 11 ページをご覧ください。(2) 警備業務につきましては、平成 29、30 年度にそれぞれ 3 年間の複数年契約を締結しているため、今年度の警備業務の契約はございません。警備業務につきましても、平成 27 年度に 5 年契約を締結した 1 件を除いた全ての案件において、統一した積算基準を導入し、ダンピング対策が実施されております。また複数年契約につきましては、全ての契約で実施されております。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、便宜上、資料 4 につきまして、まず、ご質問等ありましたらお願いいたします。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員

資料 4、数字がたくさん示されておりまして、毎回これだけまとめるのは大変だと思います。なので、色々読み取りたいといつも思っていますがなかなか読み取ることができなくて、この太枠の平均落札率、これは分かりますが、これだけ注視していればよいということ。他にも、例えば私が気になるのは、応札なしとか不調とか、この辺のところをもっと突っ込んで、15 件とか、前年度でしたら 88 件、そういったところをここで吟味していく必要があるのかなのか、それすら私も分からないのですが、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと、地域別の動向とありますが、これもどこか異常な数値というものがあるのかなのか、見る目がないものですからなかなか見抜けません。例えば、佐久は地元受注率の件数は 91%、金額になると 52%になってしまうとか、これが良いのか悪いのかと言えばいいかよく分からないですが、何かブロックごとの問題点が数字上あらわれているかどうかということ、その辺が気になるので、県でどのように読んでいらっしゃるかを教えてくださいたいと思います。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

まず、平均落札率の動向ということでご質問ございました。落札率につきましては、(2) のグラフでもご案内してるところですが、年々この落札率がどういう動向で、基本的には右肩上がりが増えてきてはいるんですけども、またそれから今年の 8 月に失格基準の改定も行っております。こちらの情報に関しましても、また状況をご報告できるところでご案内はしたいと思っているのですが、そういった制度の運用と併せて、実際の落札率がどのような動向で動いているか注視をしているということで、今回お示ししているものにつきましては、昨年度と今年ということで、今年につきましては、まだ 3 か月、四半期が

過ぎたところでございますけれども、おおむね昨年度と同じ動向だということで、特段の変化は見られないのかというような観点で考えているところでございます。

それからもう一点、応札なし、不調の動向ということでご質問がございましたけれども、やはり昨年度末から今年度にかけて、応札なし、不調の案件というものは若干増えている傾向にございます。実際にどのような案件がということで中身を覗いて確認はしているところですが、これは以前からもいろいろと議論がありますけれども、一般的な話をさせていただきますと、現場条件が非常に良くないところ、僻地や山の中といったようなところで、なかなか人気が出ないような案件、低価格帯のもの、こういったものが応札なしとか不調の案件になりやすい傾向でございます。特に今年にかけて、その傾向が強くなってきているのかといったような状況でございます。

それから、(3)の地域別の動向ということで、具体的に佐久地域の地元の受注率がお話として出てきましたけれども、地元受注率の件数に対して金額が非常に落ち込んでいる部分ですが、こちら佐久地方で大型の建築案件、武道館がございまして、その大型案件が佐久地方の本店の方でなくて他の地域の本店の方、これ県外ですけれども、そちらの方で受注された影響ということで、件数で見ますと、地元の受注というものはそれなりの率で推移はしているのですが、金額に占めるウエイトが、1件ですが非常に大きかったということで、極端に落ち込んでいるという状況になっております。

先ほどご案内をしたんですけれども、今年度の状況につきましても、おおむね年度の当初につきましては、やはり母数になる件数が小さいものですから、大型の建築案件ですとか設備関係の工事、こういったものが地域外の本店の応札、落札がありますと、金額が凹むというような現象が出てくるんですけれども、おおむね年度を通じて動向を見ますと、8割9割ぐらいのペースで金額も推移しているというのが例年の傾向となっております。

この辺は、特にまた異常値等があれば、またご報告等をさせていただくというようなことをお願いをしたいと思います。以上でございます。

○碓井会長

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員

分かりました。先ほどの応札なしと不調について、数字だけではなくてもうちちょっと突っ込んだ情報を載せていただければと思います。

それから、ブロック別にしろ全体にしろ、異常値があったら文章でコメントしていただければ、こういうところでこういうふうにあらわれているのだということが、より分かりやすいのではないかと思います。以上です。

○碓井会長

他に。湯本委員。

○湯本委員

8ページの(2)の総合落札評価の状況ですが、実際効果もあって、この間非常に増えて

いるというのが数字で分かるところですが、現実実際に担当している現地の県職員の皆さんに聞いたところ、非常に手入力だということも聞いていまして、この辺は実際よく分からないのですが、手入力だと相当件数も増えているので、システム化について考えられているのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

○碓井会長

技術管理室、どうぞ。

○事務局

ご指摘のありました手入力といいますのは、いわゆる工事の契約のシステムと、こういった入札情報を取りまとめるシステムというものが連動していないということで、現地機関の職員、本庁もそうですが、手で処理をしているというところが実態でございまして、事務の効率化という観点も含めて、システムに乗せていく、同一のシステムで運用できるようなものを導入していく検討をさせていただいているところでございます。

○碓井会長

ほかに資料4について、何か質問は。後で戻ることもあるということで、資料5についていかがでございましょうか。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員

これも先ほど似た趣旨ですが、先ほど動向をこれから注視していくというお話がありました、その動向を注視する場合のポイントを、教えていただきたいと思います。

○事務局

こちらの資料は全体の契約の概要になっておりますので、注目するところというところ、平均落札率や平均応札者数を見ていって、極端に低いなど、変な数値が出てこないかというところに注目していきたいと思っております。

○渡辺委員

よろしく願いいたします。

○碓井会長

ほかにいかがでございましょうか。

小澤委員。

○小澤委員

ありがとうございました。そんな視点で見ますと、去年もしかしたら教えてもらったかもしれないのですが、この製造の請負というのは総体的に落札率が低いわけですが、これはどういった要因ということでご覧になっているか、教えてもらえればと思います。

○事務局

製造の請負につきましては、印刷がほとんどかと思うのですが、印刷額の小さなものが多いことから、予定価格を立てることが困難で、落札率が大体7割程度という状況になっております。

○碓井会長

小澤委員、よろしいですか。

○小澤委員

印刷業も最近設備業といいますか、設備はあるけれどもなかなか仕事がないもので、やはり下押し圧力は相当掛かっています。うちなどもお願いすると、相当安く皆さんやっていただいて、申し訳ないなと思います。ですから、今までの議論は低入札的なもので縛りがあるのですが、それ以降になると、やはり建設のように測れるようなものがないので、何とかここら辺も、長野県の大事な産業である印刷業もしっかりと利益を取ってもらえるような、そんな工夫をぜひお願いしたいと思います。

○事務局

今のお話のとおり、印刷の関係ですけれども、低入札価格につきましては、予定価格を設定する際に、経費の関係を積算して比較したときに、価格が下がってしまうことを危惧しております。

なので、最低制限について規定を設けまして、公告案件でお示しをしているのですが、公募型見積合わせの段階で比較して、それを下回らないような形というのも、この場でもご審議いただいた中で、またご報告させていただくんですけれども、そういった対応もしてございます。

委員がおっしゃったように、印刷物の関係は、印刷するスペースの活用から非常に安く印刷できてしまうということも聞いてございまして、予定価格の積算というものが非常に難しくなっているというのが実態でございます。その辺のことも考えまして、これから発注の際に一応工夫していくのも、一つ検討する材料になるのかと考えております。以上でございます。

○小澤委員

ありがとうございます。

○碓井会長

他にいかがでございましょうか。

では、資料6についていかがでしょうか。

吉野委員。

○吉野委員

清掃・警備業務について、複数年契約が入っていますね。最初の目的で、「県内中小業者の受注機会の確保に配慮し、サービスの質の向上、雇用の安定を図る」となっていますが、前にも議論があったと思いますが、清掃・警備業務の複数年契約の要件を教えてくださいんだけれども。

○事務局

清掃関係の複数年の関係でございます。委員がおっしゃるように、複数年という契約のものが、今、長期継続契約という形で定められておまして、長期継続契約に則って契約できる案件につきましては、予算執行者の判断にもよるのですが、経費の関係や、サービスの質の向上とか、雇用の安定を図れる長期間の契約に則ってやることによって、非常にメリットがある、そういった契約と理解してございます。

そんな中で、今の清掃等の関係につきましては、できるところは複数年の契約へシフトしていくような形で、契約・検査課でも、各予算執行者へのご案内を差し上げているところでございます。

数字でいいますと複数年の契約が 57 施設中 22 件という形になってございまして、若干数字的には少ない形にも取れるのですが、色々確認していった中身では、例えば自分たちで清掃をしているような所属もございまして、要するに、職員がいて職員が清掃してしまう。けどその人たちが、例えばそういった部分の職を離れたときに、アウトソーシングで委託を全部できるような形になるような所属もございまして、そういったところで複数年へシフトできる、そういった場が整いつつあるというところもございまして、またこれからも少し複数年契約が増えるように聞いておりますので、動向を注視していきたいと考えております。

○確井会長

他に何かありますか。

渡辺委員。

○渡辺委員

清掃業務の複数年契約で、先ほどご質問がありましたけれども、47 件のうち今 22 件ということでもよろしいですね。全体が 47。

○事務局

全体といたしますと、対象となっているものが、実は 30 年度のところで 9 件、既に複数年をやっております、令和元年に 47 件、改めて入札をしたのですが、施設数にしますと 47 と 9 を足しまして、56 件が現在清掃業務で私どもで確認している施設数になります。

○渡辺委員

では、56 分の 22 ということになりますね、この資料だと。けど実際は、56 のうち複数年契約が可能なところというとなんか少なくなるわけですね。要するに複数年契約ができないところがあると。それは何件かということで、複数年契約できる件数はそのうち何件あつ

て、そのうちの 22 と出せば、もうちょっと複数年契約の進捗度合いがはっきり分かると思うのですが。

○事務局

委員のおっしゃるとおりでございます。今の 56 施設のうちの 22 件が今契約を締結しているという部分で、確かに分母がどのくらいになるかはこちらで把握しなければいけない部分ですが、現状では、来年度になりますと、例えば部局としてアウトソーシングに向けられるような施設が例えば 20 件ぐらいあるとか、概略ですけれども、そういった状況は今のところ把握しております。

今、本当に現地でどうしてもできそうにないという事案も、ピックアップして聞いたところでございます。今言ったように、分母をどのように整理するかというところまでは至っていないのですが、場合によっては清掃にかかる消耗品の関係とか、経費の関係で、資材の関係の単価が上がったり下がったりするケースがございます。複数年にしたときにメリットが出てこない可能性があるというところが何件かあると聞いております。分母としての整理はまだこれからですが、落ち着くというところですが、22 件からまた複数年が増えたところで、少し整理ができるかと考えております。

○渡辺委員

お願いします。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。資料 4～6 まで全部含めて、もし追加的にご質問等ありましたら。

よろしゅうございますか。それでは、これらのご報告を伺ったということにさせていただきたいと思っております。

一応報告事項として用意していただいた項目は、これで終わりでございます。他に何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、予定していた議事が全て終了したことになると思っております。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局でお願いいたします。

3 その他

○井上企画幹

碓井会長ありがとうございました。委員の皆様、慎重審議をありがとうございました。

では、事務局からですが、次第の「3 その他」でございます。事務局から次回第 3 回契約審議会は、一応 11 月中旬に開催を予定しております。メールで何件かご都合をお尋ねしてございます。現在日程を調整中でございますので、決まり次第、担当からメールにてご案内したいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

4 閉会

○井上企画幹

最後になりますが、委員の皆様から何かございましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和元年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(了)